

広島県告示第五百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、令和四年七月十九日までの間、縦覧に供する。

令和四年七月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

浜田八重可部線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
安芸高田市八千代町勝田字塚瀬四四三番四地 先から 安芸高田市八千代町勝田字化正面一三〇六番 二地先まで		六・二〇〇七 ・六〇		六八・六〇	
	一一・〇〇〇 一二・六〇〇			六八・六〇	拡幅